

西東京糖尿病と感染症フォーラム 会則

第1章 総 則

第1条 本会は、「西東京糖尿病と感染症フォーラム」と称する。

第2条 本会は、事務局を公立昭和病院に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 糖尿病患者の高齢化が急速に進み、病態の多様化が進むと同時に薬物療法の選択の幅が広がっている。その中で感染症のリスクとしての糖尿病の治療の重要性が増してきている。この現状に適切な対応を可能とするため、本会は東京都多摩エリアにおける糖尿病と感染症のスペシャリティを統合することを目的とする。

第4条 本会は、第3条に示す目的を達成する為に、学術集会の開催を主たる活動とする。

第3章 役 員

第5条 本会を運営する為、以下の役員を置く。

代表世話人 1名

世話人 若干名

第6条 世話人に欠員が生じた場合または増員を要する場合は、別途定める世話人会に於いて、追加の要否並びに選任に関する決定を行う事が出来る。

第7条 1年毎に、別途定める世話人会に於いて、当番世話人1名を選任する。

第4章 会 員

第8条 本会は、役員並びに医療従事者である一般会員で構成される。

第5章 運 営

第9条 本会の運営は、世話人会により行う。

世話人会は、合議により会務を総括する。

第10条 世話人会は、世話人の過半数の参加をもって成立する。 但し、委任状も参加と見なす。

第11条 世話人会の議長は、代表世話人または代表世話人が指名した者が務める。議決には参加者の過半数の賛同を要する。

第12条 世話人会は、次の事項の審議を行う。

(1)当番世話人の選任

(2)世話人の選任

(3)学術集会のプログラム編成、演者、座長の選任

(4)その他、承認を要する事項

第6章 学術集会

第13条 本会の学術集会は、原則として年1回の開催とする。

会の開催地及び開催日時等は、世話人会により決定し、一般会員ほかに対し告知する。

第14条 本会の学術集会開催時に役員及び一般会員からの会費（参加費）を500円徴収する。

第7章 協賛・共催

第15条 本会は、世話人会の承認により協賛・共催を受けることができる。

第8章 変更・改廃

第16条 医療環境が流動的である事を鑑み、本会の内容や協賛・共催の形態については3年毎の基本的見直しを行う。

第17条 本会則の変更や改廃については、世話人会が審議・決定するものとする。

第9章 付 則

第18条 本会則は、平成26年4月17日、第1回世話人会実施より施行する。